



大学評価・学位授与機構が実施する 短期大学機関別認証評価について

2010年5月31日

大学評価・学位授与機構
短期大学機関別認証評価説明会

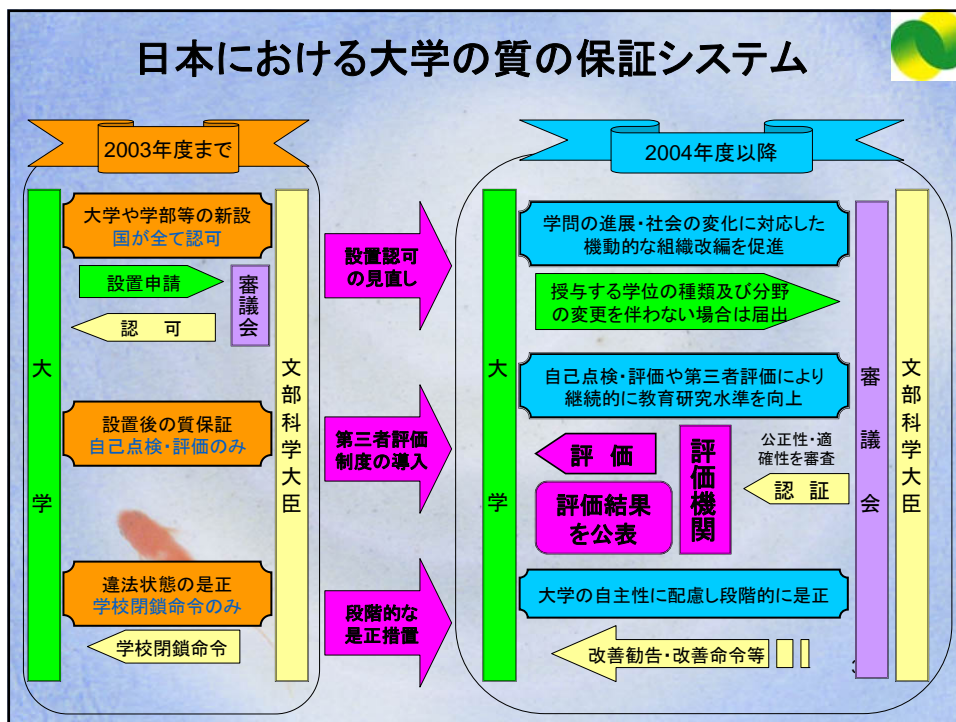
大学とは

自主的・自律的な運営の下に、高度な研究とそれに基づく高度な教育を行い、学位を授与する権限を持つ機関。

➔ 質保証も自主的・自律的に！

2

日本における大学の質の保証システム



短期大学の質保証

短期大学の質保証の3本柱

- 設置基準
- 設置認可
- 認証評価
- ★ 教育情報の公表

4

短期大学をめぐる環境変化

- 「規格化」から「多様化」へ
更に、「多様性と標準性の調和」へ
- 「護送船団」から「競争的環境」へ
更に、「競争と協同の調和」へ
- 「個性輝く」短期大学
- 「事前規制」から「事後チェック」へ
- 「競争」と「評価」の時代

5

「事後チェック」の歴史的経過

- 大学設置審議会によるアフターケア
- 視学委員による実地視察
- 自己点検・評価の努力義務化(1991)
- 自己点検・評価の実施と評価結果の公表が義務化(1998)
- 自己評価結果の外部者による検証の努力義務化(1998)
- 大学評価・学位授与機構設置(2000)
- 「認証評価」の導入(2004)
- 大学設置審議会によるアフターケアの強化(2005)

アフターケアは設置から完成年度までの間の質保証のための制度

6

2004年度以降の主な「事後チェック」

- **認証評価**(高等教育機関の質の保証と改善に関する評価)
 - ◆ 機関別認証評価(全ての大学・短期大学・高等専門学校)・・・7年以内ごとに実施
 - ◆ 専門分野別認証評価(法科大学院など専門職大学院)・・・5年以内ごとに実施
- **国立大学法人評価**(国立大学の業務実績に関する評価)
 - ・・・各年度及び中期目標期間(6年)ごとに実施
- **公立大学法人評価**(公立大学の業務実績に関する評価)
 - ・・・各年度及び中期目標期間(6年)ごとに実施

7

短期大学機関別認証評価の目的

- 認証評価機関が定める短期大学評価基準に基づいて、短期大学を定期的に評価することにより、教育研究活動等の質を保証する。(Accreditation)
- 評価結果を短期大学にフィードバックすることにより、教育研究活動等の改善に役立てる。(Evaluation)
- 短期大学の教育研究活動等の状況を社会に分かりやすく示す。(Accountability)

8

短期大学機関別認証評価の特色

- 評価単位は短期大学
- 分野別評価ではない

9

大学評価・学位授与機構が行う 短期大学機関別認証評価の基本的な方針

1. 短期大学評価基準に基づく評価
2. 教育活動を中心とした評価
3. 各短期大学の個性の伸長に資する評価
4. 自己評価に基づく評価
5. ピア・レビューを中心とした評価
6. 透明性の高い開かれた評価

10

基本方針1 短期大学評価基準に基づく評価

機構が定める短期大学評価基準に基づき、各短期大学の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断をする。

(Accreditation = Quality Assurance)

11

11の基準

- 基準1 短期大学の目的
- 基準2 教育研究組織
- 基準3 教員及び教育支援者
- 基準4 学生の受入
- 基準5 教育内容及び方法
- 基準6 教育の成果
- 基準7 学生支援
- 基準8 施設・設備
- 基準9 教育の質の向上及び改善
- 基準10 財務
- 基準11 管理運営

12

観点

- 各基準に対して、複数の**基本的な観点**を設定している。



標準装備

- 各短期大学が必要に応じて、**独自の観点**を設定することができる。



オプション

13

基本方針2

教育活動を中心とした評価

- 「認証評価」は「教育」の視点から短期大学を評価する
- 大学人は「研究」に関する第三者評価には慣れている
- 「教育」に関する第三者評価には慣れていない
- 従来は、教員個人の取組が中心
- これからは、**組織としての教育力**が問われる

◆ 教育活動と関連する側面のみからでは十分把握することが難しい「研究活動の状況」や、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」については、短期大学評価基準とは別に、短期大学の希望に応じて「**選択的評価事項**」として評価を実施する。

14

「教育」を評価する

- 「学位授与の方針」が明確に定められているか
- 明確な方針に基づいて「教育課程」が編成され、実施されているか
- それに相応しい学生を受け入れているか

15

「教育」を評価することは難しい

- 定性的な要素が多い
- 短時間では成果が観察されない場合が多い
 - 学位の質保証が重要な視点
 - 厳格な成績評価に基づいて学位が授与されているかなど

16

基本方針3

各短期大学の個性の伸長に資する評価

- 短期大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関する各短期大学の「目的」「目標」「理念」等を踏まえて評価を実施する。
- 「優れた点」を積極的に評価する。

17

基本方針4 自己評価に基づく評価

- 大学は、自主的・自律的な運営の下に、高度な研究とそれに基づく高度な教育を行い、学位を授与する(独占的な)権限を持つ機関であるから、自主的・自律的な質保証が期待されている。
- 従って、認証評価では、短期大学の自己評価力を評価する。
- 機構が定める短期大学評価基準に基づき、短期大学が自己評価する。
- 機構が短期大学の自己評価担当者の研修を行う。
- 評価担当者は、自己評価の結果を分析し、訪問調査の結果と併せて評価する。

18

短期大学における自己評価

- 11の基準ごとに、「基本的観点」に従って、必要に応じて学科・専攻科等ごとに教育活動等の状況を分析し、短期大学全体としての自己評価を記述する。必要に応じて、「独自の観点」を設定して分析する。
- 教育活動等の状況を具体的に、分かり易い言葉で記述する。
- 「優れた点」、「改善を要する点」などを自己評価し、記述する。

19

「優れた点」


- 当該短期大学の目的・目標に照らして、優れていると思われる点
- 短期大学改革への先進的な取組
- 一般的見地から見て、優れていると思われる点
- 特色ある取組

20

「改善を要する点」

- 法令違反状態にあり、速やかに改善すべき点
- 法令違反状態とまではいえないが、速やかに改善が必要であると思われる点
- 一般的見地から見て、改善が必要と思われる点
- 当該短期大学の目的に照らして、改善が必要と思われる点
- 当該短期大学の目的に照らして、更なる向上に向けて取り組んでいる点


21



基本方針5 ピア・レビューを中心とした評価

評価担当者は、学長経験者、学科長等経験者、短期大学の教員及びそれ以外の者で短期大学の教育研究活動**全般**に関し識見を有する者。

22



基本方針6 透明性の高い開かれた評価

- 評価基準や評価方法を公開し、意見の申立制度を整備して、評価結果及び評価担当者名を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価を行う。
- 開放的で進化する評価を目指して、評価の経験や評価を受けた短期大学の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図る。

23

評価の実施体制

- **短期大学機関別認証評価委員会**: 公・私立短期大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者から構成される。
- **評価部会**: 評価委員会の下に設置され、具体的な評価を行う。対象短期大学の学科等の状況に応じ、**必要に応じて**分野の専門家等を配置する。
- **評価チーム**: 評価部会の中に、対象短期大学毎に主査と数人の専門委員から成る評価チームを編制する。
- **運営小委員会**: 各評価部会間の横断的な事項や評価結果(原案)の調整等を行う。評価部会長と機構教員で構成。

24

評価のスケジュール

- 自己評価担当者の研修・評価担当者の研修
- 自己評価書提出(6月末)
 - 書面調査
 - 書面調査結果に対する意見申立
 - 訪問調査(10月~12月)
 - 評価結果(案)提示(1月)
 - 評価結果(案)に対する意見申立
 - 評価結果確定(3月)
 - 公表

25

書面調査と訪問調査

- 評価は、**書面調査**及び**訪問調査**により実施する。
- 書面調査は、各短期大学が作成する自己評価書(根拠資料・データを含む)の分析、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて実施する。
- 訪問調査は、幹部教職員との面談、一般教職員との面談、学生・卒業生との面談、施設見学、授業見学、資料閲覧などを実施する。

26

意見の申立

- 書面調査による分析結果を対象短期大学に通知し、質問事項等に対する回答や意見申立の機会を設ける。
- 評価結果(案)を対象短期大学に通知し、その内容等に対する意見申立の機会を設けた上で、評価結果を確定する。
- 「基準を満たしていない」との判断に対する意見申立に対しては、審査会を設け、審議を行った上で、最終的な決定を行う。

27

評価結果

- 11の基準を全て満たしている場合には、「大学評価・学位授与機構の定める短期大学評価基準を満たしている」と判断し、その旨を公表する。
- 一つでも満たしていない基準があれば、「大学評価・学位授与機構の定める短期大学評価基準を満たしていない」と判断し、その旨を公表する。 → 追評価

28

追評価

- 短期大学評価基準を満たしていないと判断された短期大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができる。
- 追評価において当該基準を満たしていると判断された場合には、先の評価と併せて、短期大学評価基準を満たしているものと認め、その旨公表する。

29

大学評価・学位授与機構における 大学・短期大学機関別認証評価の実績

- 2005年度
国立大学 2、公立大学 2、公立短期大学 2
- 2006年度
国立大学 7、公立大学 3、公立短期大学 1
- 2007年度
国立大学 37、私立大学 1、公立短期大学 1、私立短期大学 1
- 2008年度
国立大学 4、公立大学 5、私立大学 2、公立短期大学 2
- 2009年度
国立大学 27、公立大学 10、公立短期大学 1
- 2010年度予定
国立大学 7、公立大学 15、私立大学 3、公立短期大学 5

30

評価において 難しかった点・留意した点

- 目的に照らして評価する
- 「木を見て森を見ない」評価をしない
- 設置基準に照らしての判断
 - ◆ 設置基準上必要とされる教員数
 - ◆ 主要科目を専任の教授、准教授が担当しているか

31

反省して改善した点

- 観点多過ぎる → 観点の整理・統合
- 観点が分かり難い → 分かり易い表現に変更
- 例示が「圧力」になる → 例示の見直し
- 添付資料が多過ぎる → 必要最小限に

32

更に改善すべき点

評価のコスト・パフォーマンスを
高めること！

33

認証評価を受けることによる効果

- 教育に対する組織的取組の必要性が認識される。
- 学科間の壁、教員間の壁が低くなる。
- 学内における基本的情報の収集、整理、共有化が進む。
- 短期大学の自己評価力が大幅に向上する。

34

認証評価を受けたことによる効果

- 「優れた点」「改善を要する点」「更なる向上が期待される点」の指摘により短期大学の個性・特色が明確になり、改善につながる。
- 評価結果、特に「改善を要する点」に対するフォローアップは実施していないが、多くの短期大学において、評価を「活用」して自主的な改善が行われている。
- **認証評価が、短期大学教育の改善に活用されている！**

35



選択的評価事項

36



選択的評価事項

- 選択的評価事項 A : 研究活動の状況
- 選択的評価事項 B : 正規課程の学生以外
に対する教育サービスの状況

目的の達成状況を4段階で評価。

非常に優れている(S)
良好である(A)
おおむね良好である(B)
不十分である(C)

37

選択的評価事項A 研究活動の状況

- 認証評価では、短期大学の活動を教育の視点から評価する。
- 選択的評価事項Aでは、教育の視点からは十分把握することが難しい研究活動の状況を評価する。
- 全教員の研究実績に対する1次評価を基に、研究活動の状況を学科等別に分析する。

38

選択的評価事項Aの実績

2006年度

- 長岡技術科学大学、豊橋技術科学大学、弘前大学、秋田大学、岩手大学、山形大学、東京農工大学、奈良県立医科大学
- 評価結果: Aが7大学、Bが1大学

2007年度

- 室蘭工業大学、福島大学、千葉大学、一橋大学、信州大学、岐阜大学、兵庫教育大学、奈良女子大学、長野県短期大学
- 評価結果: Sが1大学、Aが7大学、Bが1大学

2008年度

- 大阪市立大学、日本社会事業大学
- 評価結果: Aが2大学

2009年度

- 京都府立大学、大阪府立大学
- 評価結果: Aが2大学

39

選択的評価事項B
正規課程の学生以外に対する
教育サービスの状況

正規課程の学生以外に対する教育サービス

- ◆ 科目等履修生制度、聴講生制度
- ◆ 公開講座、資格関係の講座、講演会、シンポジウム
- ◆ 図書館開放、博物館公開
- ◆ 高大連携の教育活動
- ◆ 地域への教育サービス
- ◆ 卒後教育

40

選択的評価事項Bの実績

2005年度

- 長岡技術科学大学、豊橋技術科学大学、大分県立看護科学大学、長野県短期大学
- 評価結果: Aが4大学

2006年度

- 秋田大学、岩手大学、山形大学、奈良県立医科大学
- 評価結果: Sが1大学、Aが3大学

2007年度

- 室蘭工業大学、福島大学、千葉大学、信州大学、岐阜大学、愛知教育大学、兵庫教育大学、岡山大学、山形県立米沢女子短期大学
- 評価結果: Sが1大学、Aが8大学

2008年度

- 大阪市立大学、神奈川県立保健福祉大学、秋田公立美術工芸短期大学、大月短期大学
- 評価結果: Aが4大学

2009年度

- 奈良教育大学、群馬県立女子大学、北九州市立大学
- 評価結果: Sが1大学、Aが2大学

41



認証評価は
短期大学と
大学評価・学位授与機構との
信頼関係に基づく協同作業